

金融商品取引業等に関する内閣府令第80条第4項の規定に基づき、契約締結前交付書面を交付いたします。お客様は、契約締結前交付書面に記載されている内容をよく読み、記載事項を十分ご理解いただいたうえで、自己の責任においてお取引ください。

契約締結前交付書面（MATRIX TRADER 個人のお客様） もくじ

店頭外国為替証拠金取引に係るご注意	2
店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明書(MATRIX TRADER のお客様用)	3 ～ 7
約款(MATRIX TRADER のお客様用)	7 ～ 13
取引説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)	13 ～ 29
別表 1	(27 ～ 29)
別表 2	(29 ～ 29)
リスク説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)	30 ～ 33
信託保全説明書(MATRIX TRADER のお客様用)	33 ～ 34

J F X株式会社

店頭外国為替証拠金取引に係るご注意

○本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）

※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しております。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。

お客様の窓口へのご来店または勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分にご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル） 〕

（注1）ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

平成24年4月23日現在

店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明書 (MATRIX TRADER のお客様用)

J F X株式会社

登録番号：第一種金融商品取引業 関東財務局長（金商）第 238 号

加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号 1503)

本説明書は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、金融商品取引業者が店頭外国為替証拠金取引（以下、「本取引」といいます。）の契約を締結しようとする際はあらかじめ、お客様に対し法令で定める事項を記載した書面を交付することが義務付けられている契約締結前交付書面です。（本説明書の他に、「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」、「約款」、「取引説明書」、「リスク説明書」、「必要証拠金一覧表」、「信託保全説明書」が契約締結前交付書面に該当します。）当社が提供する本取引は同法第 2 条第 22 項第 1 号に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引になります。

本取引には、価格変動リスク・レバレッジ効果によるリスク・電子取引システムの利用のリスク・信用リスクなど様々なリスクが存在します。お客様は契約の締結に先立ち、契約締結前交付書面に記載されている内容をよく読み、記載事項を十分ご理解いただいたうえで、自己の責任において契約手続きにお進みください。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

1. 本取引は、ハイリスク・ハイリターンな取引であり、元本を保証するものではありません。取引対象である通貨の価格の変動により損失が発生する可能性があります。
2. 本取引は、証拠金取引であり、取引に必要な資金に比較して実際の取引金額が著しく大きい（レバレッジ効果）ため、多額の利益となることもありますが、逆に多額の損失（預り金以上の損失）となる可能性もあります。
3. 相場が不利に動いた場合には損失が発生しますが、株式相場のような値幅制限がなく、市場環境によっては注文が成立しなかったり、お預りした資金以上の損失が発生する可能性があります。また、取引対象となる通貨の金利変動により、スワップポイントが受取りだったものが支払いになることもあり、スワップポイントによる損失が発生する可能性があります。
4. 相場状況の急変により、スプレッド幅（2way プライスによる売りレートと買いレートの差）が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。特にマイナー通貨は取引時間に制限があり、取引時間内でも流動性が低ければスプレッド幅が大幅に広がったり、レートが表示されなかったり、売買（ロスカットも含む）できない可能性があります。なお、取引が停止される可能性もあります。
5. 説明書を熟読し十分ご理解して頂いていても、実際に取引を行った場合との齟齬（そご）がありますので必ず事前にデモ取引を行ってください。
6. 本取引における往復の取引手数料は 0 円ですが、取引手数料とは別にスプレッド幅がおお客様の負担となります。
7. お客様が注文執行後当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
8. 取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
9. 本取引は全て相対取引であるため、当社の信用状況及び当社カバー先の信用状況によっては、お客様が損害を被る可能性があります。
10. 当社では、お客様からのご注文を受託した場合、当該注文に呼応するカバー取引をヒロセ通商株式会社（金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第 41 号）と行います。当社のカバー取引は、お客様の注文が約定すると同時に、マリー取引を行わずに全ての注文をシステムによる自動発注にてヒロセ通商株式会社を相手方としてカバー取引を行っております。ヒロセ通商株式会社にてカバー取引が行えない場合、お客様の取引により当社に損失が生じる場合があります。またその間の相場変更によって当社の損失が拡大することにより財務状況が変化してお客様の取引が継続できなくなる恐れがあります。
11. お客様からお預りした資産は、三井住友銀行へ金銭信託され、当社の固有財産とは区分して管理しております。

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

1. 金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。
 - a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
 - b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
 - c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為〔ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前 1 年間に、2 以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の店頭外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リス

クのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。]

- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約束し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と相当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。vにおいて同じ。）につき、個人の顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における個人の顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
 - w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
 - x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
 - y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること
2. お客様は、金融商品取引法により、次の行為が禁止されていますので、ご注意ください。
- a. 金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記 g の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）
 - b. 金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記 h の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）
 - c. 金融商品取引業者等又は第三者から、上記 i の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前 2 号の約束による場合であって当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

当社の概要・連絡先及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

1. 当社の概要及び連絡先

当社の概要は次のとおりです。

- 【商 号】 JFX 株式会社
- 【住 所】 〒104-0041 東京都中央区新富 1-12-7
- 【代表取締役】 小林 芳彦
- 【登録番号】 第一種金融商品取引業 関東財務局長（金商）第 238 号
- 【設立年月日】 平成 17 年 7 月 11 日
- 【資本金】 317 百万円
- 【電話番号】 03-5541-6401（代表）
- 【U R L】 <http://www.jfx.co.jp>
- 【業務内容】 第一種金融商品取引業
- 【加入協会】 一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1503）

当社の連絡先は次のとおりです。

- 【電話番号】 0120-21-9472（フリーダイヤル）
03-5541-6401（代表）
- 【メール】 info@jfx.co.jp
- 【F A X】 03-5541-6402

2. 苦情相談窓口

当社は顧客からの苦情を次の窓口で受け付けております。

- 【受付時間】 月曜日から金曜日 午前 8 時～午後 7 時
- 【窓 口】 苦情相談窓口
- 【受付方法】 メール：kujyo@jfx.co.jp
一般電話：03-5541-6410
郵便：〒104-0041 東京都中央区新富 1 丁目 12 番 7 号 新富 HJ ビル 3F

3. 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、当社及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

【機 関 名】 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

【電 話 番 号】 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

【U R L】 <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>

【東京事務所】 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

【大阪事務所】 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

平成 29 年 4 月 3 日現在

J F X株式会社

登録番号：第一種金融商品取引業 関東財務局長（金商）第238号

加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1503）

J F X株式会社

約款(MATRIX TRADERのお客様用)

第1条（本約款の趣旨）

本約款は、お客様と J F X株式会社（以下、「当社」といいます。）との間で行うインターネット店頭外国為替証拠金取引（以下、「本取引」といいます。）に関する権利義務関係を明確にするために定めた取り決めです。お客様は本取引を行うにあたり、本約款に同意するものとします。

第2条（自己責任の原則）

お客様は、本取引を行うにあたっては、本約款の内容を承諾し、本取引の内容、仕組み及びリスクに関して「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」、「店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明書(MATRIX TRADERのお客様用)」、「取引説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用) またはリスク説明書(MATRIX TRADER 法人のお客様用)」、「リスク説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)」、「必要証拠金一覧表(MATRIX TRADER 個人のお客様用) または必要証拠金一覧表(MATRIX TRADER 法人のお客様用)」、「信託保全説明書(MATRIX TRADER お客様用)」（以下、「契約締結前交付書面」といいます。）をよく読み、内容を十分理解したうえでお客様自らの責任と判断において取引することに同意するものとします。

第3条（法令等の遵守）

お客様及び当社は、本取引にあたり本約款及び「金融商品取引法」その他の法令諸規則を遵守するものとします。

第4条（口座の開設）

お客様は、本取引の口座（以下、「本口座」といいます。）開設を希望するにあたり、本約款その他当社の定める規則等に同意の上、本口座の開設を申し込むものとします。

2. お客様の本口座開設の可否は当社の審査基準に基づき判定するものとします。

3. 取引口座の開設にあたっては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令（以下、「犯罪収益移転防止法等」という）所定の方法により、本人確認を行います。

4. 取引口座の開設後、犯罪収益移転防止法等所定の本人確認が必要な場合、または当社が必要と判断した場合、当社はおお客様に対し、再度当社が指定する本人確認書類の提出を請求いたします。この提出がなされない場合、当社はその裁量により、当該お客様の取引を制限することができるものとします。

5. お客様（法人の場合、実質的支配者）は、犯罪収益移転防止法等に規定される外国PEP s（重要な公的地位を有する者）に該当しないことを表明し、該当する場合または該当することとなった場合は、当社に速やかに申し出るものとします。

第5条（本口座での処理）

本取引に関する売買の執行、売買代金の決済、その他金銭の授受等の全てを当社におけるお客様の本口座内で処理するものとします。

第6条（注文の受付）

お客様の注文は、当社が提供する店頭外国為替証拠金取引システム（以下、「本システム」といいます。）を通じて受付けるものとし、電子メール、FAX、電話での口頭による受付けは、原則として、行わないものとします。

2. お客様の注文は、お客様が注文内容の入力、確認、実行等を行った後、当社が注文内容を受信した時点で受付けるものとします。

第7条（注文の内容及び執行条件）

お客様が注文を行うにあたり、通貨ペア、売買の種別その他注文内容及び執行条件については、当社が別途取引説明書において定めるものとします。

第8条（注文の取消・変更）

お客様の注文が未約定の場合、原則として、取消・変更を行うことができるものとします。

第9条（注文の執行）

当社が受付けたお客様の注文が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、決済するために必要な反対売買以外、全ての注文を執行することができないものとします。

- (1) 本口座の有効証拠金が新たに取引をするために必要な金額に不足する場合
 - (2) 注文の内容が本約款その他当社の定める規則等に違反する場合
2. お客様の注文が約定した場合、お客様の手違いによる約定であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条（取引手数料）

本取引に関する取引手数料は無料とします。

2. 本取引に関する取引手数料は、当社の判断で予告なく変更できるものとします。

第11条（取引時間）

本取引に関して、お客様が取引できる時間は当社が別途取引説明書において定めるものとします。

2. 当社は必要と認められる場合、予告なく取引時間を変更できるものとします。
3. 第1項にかかわらず、当社は、本システムの瑕疵（かし）、障害または補修等やむを得ない事由により、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することができるものとします。

第12条（注文の有効期限）

当社が受付けたお客様の注文の有効期限は、当社が別途取引説明書において定めるものとします。

第13条（為替レート）

本取引においては、外国為替市場におけるインターバンクレートを参考に当社が提示する為替レートを適用するものとします。

2. お客様は、外国為替市場の状況やインターバンクレートが提示されないことにより、注文が約定しない場合や実際に約定したレートがお客様の当初期待したレートとは同一にならない場合があることを承諾するものとします。

第14条（証拠金・損益）

本取引において、各証拠金及び損益については、以下のように定義します。

- (1) 「預託証拠金」とは、お客様の入出金額に決済損益を加減算したものをいいます。
- (2) 「有効証拠金」とは、預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。
- (3) 「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な金額をいいます。
- (4) 「発注証拠金」とは、未約定注文の必要証拠金に相当する金額をいいます。
- (5) 「評価損益」とは、ポジション損益に未実現スワップを加減算したものをいいます。
- (6) 「ポジション損益」とは、未決済ポジションの時価評価額をいいます。

第15条（取引数量）

本取引において、お客様が取引できる数量は、本口座の有効証拠金の範囲内で当社が定めるものとします。

第16条（証拠金の預託）

お客様は、当社と本取引を行うにあたり、本取引から生じるお客様の当社に対する全ての債務を担保するため、証拠金を預託するものとします。

第17条（預託証拠金等の取扱い）

本取引における預託証拠金等の取扱いは、次の各号の定めるところによるものとします。

- (1) 新規の注文を約定させようとする場合、本取引を行う前に当社の定める必要証拠金以上の額を当社が定める方法により、当社に預託するものとします。
- (2) 未決済ポジションの評価損益が有効証拠金へ加減算されることを承諾するものとします。
- (3) 未決済ポジションが決済された場合、ただちに売買差損益金が預託証拠金に加減算され、スワップは、確定後、預託証拠金に加減算されるものとします。
- (4) 当社は、経済事情の激変等に伴い必要証拠金を予告なく変更できるものとし、必要証拠金を変更した場合、お客様の本取引における未決済ポジションの必要証拠金に対しても変更後の必要証拠金が適用されるものとします。

第18条（預託証拠金の返還）

当社は、本口座の有効証拠金が当社の定める未決済ポジションの必要証拠金を超過する場合、預託証拠金の範囲内でお客様から超過額の全部または一部の返還請求を受けたときは、返還請求日から起算して4営業日以内に返還するものとします。

2. お客様は、預託証拠金の返還の取扱いについて、当社が定める方法により行われることを承諾するものとします。

第19条（決済）

お客様は、未決済ポジションについて、反対売買により任意に決済するものとします。ただし、次条に規定するロスカットが執行された場合、及び第21条の規定により期限の利益の喪失が生じた場合、当社は、未決済ポジションをお客様の計算において反対売買により任意に全て決済することができるものとし、お客様は、本決済について異議を唱えることはできないものとします。

第20条（ロスカット）

本取引において当社は、お客様の有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、お客様へ事前に通知することなく、当社の任意によりお客様の計算において、お客様の未決済ポジションを反対売買により全て決済することができるものとします。

2. 前項により、当社が未決済ポジションを全て決済した結果、ロスカットに設定した基準のレートで約定しなかった場合でも、当社は損失額の限度を保証いたしません。

3. お客様が新たに証拠金を預託された場合でも、当該入金額の預託証拠金への反映が間に合わずロスカットにより未決済ポジションが決済されることがあることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。

第21条（期限の利益の喪失）

お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様は当社から通知、催告等がなくても、当社に対する本取引等に関するすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。

- (1) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) お客様の当社に対する本取引に関する債務について差し入れている担保の目的物等について差押えまたは競売手続きの開始があったとき
 - (4) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき
 - (5) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となったとき
2. お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様は当社の請求によって当社に対する本取引等に関するすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。
- (1) お客様の当社に対する本取引に関する債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅延したとき
 - (2) お客様の当社に対する債務（ただし、本取引に関する債務を除きます。）について差し入れている担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含みます。）があったとき
 - (3) お客様が当社との本約款またはその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき
 - (4) 前各号のほか、当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
3. お客様は第1項各号（ただし、(5)を除きます。）または第2項各号の事由のいずれかが生じた場合、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

第22条（支払不能または不能となるおそれがある場合における本取引等）

お客様が前条第1項各号のいずれかに該当した場合、当社はお客様に事前に通知することなく、お客様が本口座を通じて行っている全ての本取引等を決済するために必要な反対売買をお客様の計算において任意に行います。

2. お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち本取引に関する債務について一部でも履行を遅延した場合、当社はお客様に事前に通知することなく、当該遅延に関する取引を決済するために必要な反対売買をお客様の計算にお

いて任意に行います。

3. お客様が前条第2項各号のいずれかに該当した場合、お客様は当社の請求により、当社の指定する日時までにお客様が本口座を通じて行っている本取引等の未決済ポジションを反対売買により全て決済することを当社に委託するものとします。ただし、前項の規定により当社が反対売買を行う場合は除きます。
4. 前項で当社が指定した日時までにお客様が反対売買の委託を行わない場合、当社はお客様に通知することなくお客様の計算において、お客様が本口座を通じて行っている本取引等の全ての未決済ポジションを反対売買により任意に決済するものとします。
5. 第1項から前項までに規定した反対売買を行った結果、当社に損失が生じた場合、お客様は当社に対して損失額に相当する金銭を直ちに支払わなければなりません。

第23条（不足金の取扱い）

未決済ポジションの決済により売買差損失が発生し、当該損失が預託された証拠金を上回り不足金が発生した場合、お客様は2営業日後の15時までにご入金していただく必要があります。ご入金がない場合、当社は、履行期の翌日より履行の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受ける場合があります。

第24条（相殺）

- 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社は、当該債務とお客様の当社に対する債権とを当該債権の期限にかかわらずいつでも対当額で相殺できるものとします。
2. 前項の相殺をする場合、当社は、お客様への事前の通知等の所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払い戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
 3. 前2項により差引計算をする場合、債権債務の利率、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率及び遅延損害金の率については、当社の定める利率及び率によるものとします。また、債権及び債務の支払い通貨が異なる場合、当社の定める為替レートを適用して差引計算をするものとします。

第25条（担保物の処分）

- お客様が本約款に基づき当社に差し入れる預託証拠金を含む担保は、本取引を含むお客様と当社との全ての取引において、お客様が現在及び将来において負担する一切の債務に対する担保とします。
2. お客様が本取引に関して当社に負担する債務を当社が規定する期限までに履行しない場合、当社は事前に通知、催告を行わず、かつ必ずしも法律上の手続きによらないで、お客様が当社に差し入れた担保をお客様の計算において当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当するものとし、また当該充当を行った結果残債務がある場合は直ちに弁済するものとします。

第26条（充当の指定）

お客様から当社への債務の弁済または第24条による相殺が行われる場合、当社は、当社が適当と認める順序及び方法により充当することができるものとします。

第27条（取引条件の変更）

お客様は、天災地変、経済事情の激変その他やむを得ない事由に基づいて当社が取引条件等の制限または変更を行った場合、その措置に従うものとします。

第28条（債権譲渡の禁止）

お客様が本取引に関して当社に対して有する債権は、第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができないものとします。

第29条（利息）

当社は、お客様が当社に預託している証拠金その他本取引に関する金銭に対しては、利息は付しません。

第30条（政府機関宛の報告書等の作成及び提出）

- お客様が、日本国の法令に基づきお客様に関する本取引の内容その他の情報を日本国の政府機関宛等に報告することを要求される場合、お客様は、当該機関の要求に従い報告する義務を負います。
2. お客様は、当社が日本国の法令に基づき要求される場合、お客様に関する本取引の内容その他の情報を日本国の政府機関その他の関係当局宛に報告することに異議を申し立てることができません。この場合、お客様は、当社の指示に応じて報告書その他の書類の作成に協力するものとします。
 3. 前2項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害について当社は免責されます。

第31条（届出事項の変更）

当社に届け出たお客様の氏名または名称、住所または所在地、電話番号、電子メールアドレス、届出印、振込指定口座その他の事項に変更があった場合、当社所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。

2. 前項のお届けの遅滞及び記載事項の不備、誤りにより発生した損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第32条（通知の効力）

お客様が当社に届け出た氏名、住所、またはお客様の電子メールアドレス宛に当社よりなされた本取引に関する諸通知が、お客様の転居、不在等その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合、当社は、当該通知を通常到達すべきときに到達したものとみなして取り扱うものとします。

第33条（免責事項）

次の各号に掲げる事由によりお客様または第三者がこうむる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変・政変・ストライキ・経済事情の激変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受もしくは預託の手続き等が遅延し、または不能になったことにより生じた損害
- (2) 外国為替市場の閉鎖または法令、規則の変更等の理由により、お客様の本取引に関する注文に当社が応じえないことによって生じた損害
- (3) 電信、インターネットもしくは郵便の誤配や遅延または銀行送金の遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害
- (4) 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とを相当の注意を払って照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害
- (5) 外国為替市場の状況が原因でお客様の指示した取引の全部または一部が約定しなかったことにより生じた損害
- (6) お客様、当社の通信機器及びコンピューター機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、通信回線、コンピューター機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動等、本取引に係る一切のコンピューター機器、システム、通信回線等の障害、瑕疵、誤作動により生じた損害
- (7) お客様のログインID、パスワード等につき、あらかじめ当社に登録されているものと一致していることを当社が確認して行った本取引により生じた損害
- (8) 当社の責めに帰すことのできない事由で、お客様のログインID、パスワード等が漏洩、盗用されたことにより生じた損害
- (9) ロスカットルールに従ってポジションを処分した場合に生じた損害

第34条（解約）

お客様が次の各号または第21条に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本口座は解約されます。解約時においてお客様の本取引における未決済ポジションが残存する場合またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。ただし、お客様が次の(8) (9) (11) (14) (15) (18)のいずれかに該当し、さらに過去まで遡って該当すると判断した場合、当社は、事前の通知なく当該口座を凍結し、該当すると判断した過去の取引まで遡って、約定を無効とすることができるものとします。これによりお客様の口座に不足金が生じた場合、当社はお客様に当該不足金を請求できるものとします。また、当社が損害を被った場合、お客様は当該損害額について、賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由があっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負わないものとします。

- (1) お客様が当社に対して解約の申し入れをしたとき
- (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告したとき
- (3) 第41条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき
- (4) 当社が口座名義人の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき
- (5) 当社が法人のお客様の実質的支配者の本人特定事項等の確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき
- (6) 法人のお客様が実質的支配者の該当の有無等に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (7) 当社が本取引により発生した不足金の支払いを期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき
- (8) 本口座が、他人名義もしくは架空名義で開設されていたこと及び名義人の意思によらず開設されたことが判明したとき、もしくは疑いがあるとき
- (9) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行っていることが判明したとき、もしくは疑いがあるとき
- (10) お客様の本口座の利用が法令または公序良俗に反すると当社が判断した場合
- (11) 本口座が詐欺、恐喝、出資法違反等の違法行為に利用されていることが判明したとき、もしくは疑いがある

とき

- (12) お客様、またはお客様の近親者、役職員、代理人等が暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは疑いがあるとき
- (13) お客様が反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (14) お客様が本取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、虚偽の風説を流布し偽計もしくは威力を用いて当社の信用を棄損し当社の業務を妨害したとき、その他違法な行為を行ったとき
- (15) お客様が本取引を行うにあたり、本システム、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等または本システム以外のツール等により、本システムおよび約款等が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引または本システムでは通常実行できない取引を行ったと当社が判断したとき
- (16) お客様の取引が、適合性原則等その他諸法令に照らし、過度に投機的な取引であると当社が判断したとき
- (17) お客様の年齢が、満75歳に達した際に記入していただく確認書類を提出していただけない場合及び確認書類の内容を理解されていないと当社が判断したとき
- (18) 当社が提供するレート等の不正な取得もしくは利用、または本システムおよびインターネットの脆弱性もしくはインターネット市場等の混乱等の利用等、不当な行為により取引を行ったと当社が判断したとき、あるいはお客様と当社との間の信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生したと当社が判断したとき等、お客様が本取引を利用することが不適当だと当社が判断したとき
- (19) お客様が取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行っていると当社が判断したとき
- (20) お客様（法人の場合は、実質的支配者）が、外国PEPs（重要な公的地位を有する者）に該当することとなったとき、もしくは該当することとなったと当社が合理的に判断したとき
- (21) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し、本口座の解約の申し出をしたとき

第35条（サービス利用の制限）

当社は、お客様が本取引を行うことが不適当と判断した場合、お客様の本取引に関するサービスの利用を制限し、または禁止することができるものとします。

2. 当社がお客様の本サービスの利用を禁止した場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。

第36条（契約締結時の書面の交付）

当社は、お客様に対し、金融商品取引法及び同法に関連する政令で義務付けられている契約締結時の書面として、取引報告書面兼証拠金受領通知書面、残高通知書面及び入金通知書面を電子交付するものとし、お客様は、これに同意するものとします。

2. 当社が交付した書面の内容について、15日以内にお客様から問い合わせがなかった場合、その内容について疑義のないものとします。
3. 当社の電子交付の方法は、当社が契約しているデータセンターで運営されているホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等にお客様ファイルを設け、当該お客様ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供するものとします。
4. お客様が当社から各種書面の電子交付を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上のAdobe Reader等のPDF ファイル閲覧ソフトまたは当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトまたは本システムを必要とします。
5. 法令等の変更、監督官庁の指示あるいは当社が必要と判断した場合、電子交付に代えてすでに電子交付されている書面も含めて、紙媒体により交付等を行う場合があります。

第37条（個人情報等の取扱い）

当社は、取扱うすべての個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の重要性を認識し、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、個人情報保護方針で定める個人情報等の取扱いについて1. (2) の利用目的および本条第2項の目的以外の目的で個人情報等を利用いたしません。

2. 当社は、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく米国政府および日本政府からの要請への対応のため、お客様が米国における納税義務のある自然人に該当する場合（該当する可能性があるとして当社が判断する場合を含む。）、お客様の氏名、住所、米国納税者番号、ログインID、取引内容（口座残高、入出金額、口座に発生した所得の額等）、その他米国内国歳入庁が指定する情報を米国内国歳入庁に提供することがあります。
3. お客様は、口座開設の申込みにあたり、当社の口座開設にあたっての個人情報等の取扱いについての内容及び本条前2項の内容を承諾するものとします。

第38条（適用法）

本約款は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとします。

第39条（合意管轄）

お客様と当社との間の本取引に関する訴訟は、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判

所とします。

第40条（サービス内容の変更）

当社は、お客様に事前に通知することなく本取引に関するサービスの内容を変更することができるものとします。

第41条（約款の変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と認めた場合には変更されることがあります。

2. 本約款の変更がお客様に従来認められていた権利を制限する、またはお客様に新たな義務を課するものである場合、当社は、原則として変更事項を当社ホームページで掲示する等、当社の定める方法によりお客様にお知らせするものとし、所定の期日を経過してもお客様から異議の申し出がないときは、本約款の変更に同意したものとします。

平成 28 年 10 月 3 日現在

J F X株式会社

登録番号：第一種金融商品取引業関東財務局長（金商）第238号

加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1503）

J F X株式会社

取引説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)

1. 店頭外国為替証拠金取引（「MATRIX TRADER」）

「MATRIX TRADER」とは、インターネット環境で行う店頭外国為替証拠金取引の名称です。店頭外国為替証拠金取引とは、一定の資金を取引業者に預けることにより少額の資金で大きな取引を行うことができる取引をいい、その決済方法は、約定代金（想定元本）の受渡を伴わず、買った通貨を転売もしくは売った通貨を買戻すことで、売買の差額のみを決済する差金決済となっております。店頭外国為替証拠金取引により生じる損益は、以下のとおりです。

(1) 売買差損益金

安（高）く買った通貨を高（安）く転売または高（安）く売った通貨を安（高）く買戻すという売買による差益（損）。

(2) スワップ

未決済ポジション 1 取引単位あたりについて当該通貨間の金利差に基づき発生する損益。高金利（低金利）通貨を買って低金利（高金利）通貨を売ること、金利差相当額を得る（支払う）ことによる利益（損失）。

2. 口座開設基準

店頭外国為替証拠金取引は、リスクが高く、大きな損失を被る可能性があります。当社における店頭外国為替証拠金取引口座を開設していただく基準は、以下のとおりです。

(1) インターネットがご利用できる環境をお持ちであること。

(2) 当社から電話ならびに電子メール等で常時連絡が取れること。

(3) 店頭外国為替証拠金取引の「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」・「店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)」・「約款(MATRIX TRADER 個人のお客様用)」・「取引説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)」・「リスク説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)」・「必要証拠金一覧表(MATRIX TRADER 個人のお客様用)」・「信託保全説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)」(以下、「契約締結前交付書面」といいます。)の全てについて内容をご理解、ご承諾いただくこと。

(4) ご自身のメールアドレスをお持ちであること。

(5) システム及び回線の混雑や障害によって注文が遅延・不能になった場合、当社は一切の責任を負わないことにご同意いただけること。

(6) 店頭外国為替証拠金取引にかかる契約締結前交付書面の電子交付にご同意いただけること。

3. 口座開設までの流れ

- (1) 契約締結前交付書面をお読みください。
- (2) 新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。
- (3) 当社まで本人確認書類および個人番号を確認できる書面を専用フォーム、郵送、FAX または添付メールにてお送りいただきます。
- (4) 当社における口座開設の諾否を審査の上、「MATRIX TRADER」口座専用のログイン ID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。
- (5) 当社がおお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。

※本人確認書類とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定められた①運転免許証②各種健康保険証③住民票の写し④印鑑登録証明書⑤在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）⑥パスポート⑦個人番号カード（表面）等をいいます。住所・氏名・生年月日が確認でき、③④は発行から 6 ヶ月以内の原紙で、それ以外は有効期限内のコピーであることをご確認ください。また、お送りいただく前に次の 2 点をご確認いただき、該当する場合、当該箇所を黒く塗りつぶし、判読できない状態にしてください。なお、塗りつぶされていない等の場合、当社にて判読できない状態にいたします。

- ・本籍地の情報（ただし、運転免許証の住所が本籍地と同一となっている場合を除きます。）
- ・基礎年金番号（年金手帳を本人確認書類としてお送りいただく場合）

※個人番号を確認できる書面とは、通知カード、個人番号が記載された住民票、個人番号カード（裏面）をいいます。

4. 取引チャネル

お客様の注文は PC または携帯電話等のインターネット端末を介してのみ受け付けいたします。「MATRIX TRADER」へは当社ホームページよりログインしていただけます。電子メールや FAX、電話での口頭による注文は原則として受け付けておりません。

5. システム概要

MATRIX TRADER をご利用いただくにあたってのシステム概要については、当社ホームページにてご確認ください。

6. 取引時間

- ・米国東部標準時間採用時
日本時間 月曜日午前 7 時 00 分から土曜日午前 6 時 00 分
 - ・米国東部夏時間採用時
日本時間 月曜日午前 6 時 00 分から土曜日午前 5 時 00 分
- ただし、日締め作業のため、日本時間午前 7 時 00 分（米国東部夏時間採用時は午前 6 時 00 分）前後に通信が切断されますので、再ログインを行ってください。（日締め作業は通常 2～3 分程度ですが、30 分程度メンテナンスを行う場合があります。）

7. 取引日及び決済日

- (1) 取引日
土・日曜日及び特定日（全市場の休業日）を除いた全ての日に取引が可能です。
- (2) 決済日
外国為替市場の慣行により、取引を行った日（約定日）の翌営業日または翌々営業日となります。
ただし、営業日とは単に日本の営業日のことではなく、日本、米国及び対象通貨国における中央銀行等（ユーロの場合は決済機関）の休日に鑑みて決定されます。

8. ロールオーバー

ロールオーバーとは、自動的におお客様の未決済ポジションの決済日を翌営業日以降に繰り延べることをいいます。

9. スワップ

スワップとは、通貨ペアにかかる通貨間の金利差調整額のこと、ロールオーバーを行うことによって発生します。「MATRIX TRADER」では、スワップはポジションが決済されるまで有効証拠金に加減算され、ポジション決済後、預託証拠金に加減算されます。通常、高金利の通貨を買い、低金利の通貨を売れば、金利差の調整分を受取ることになり、逆に低金利の通貨を買い、高金利の通貨を売れば、金利差の調整分を支払うことになります。

10. 通貨ペアの種類

当社で取扱う通貨ペアは、別表 1 をご確認ください。それぞれの通貨ペアの売り付け、買い付けができます。なお、預託証拠金等は日本円のみでの預託となり、全ての通貨ペアにおいて、評価損益は円換算いたします。

11. 1Lot あたりの通貨数量

1Lot あたりの通貨数量は通貨ペア毎に異なります。詳細は別表 1 をご確認ください。

12. 1回あたりの最大注文可能数量

1回あたりの最大注文可能数量は、通貨ペア毎に異なります。詳細は別表 1 をご確認ください。なお、外国為替市場の状況等により、予告なく変更する場合があります。

13. 通貨ペア別の保有上限数量

通貨ペア別の保有上限数量は、通貨ペア毎に異なります。詳細は別表 1 をご確認ください。

14. 1口座あたりのポジション上限数量

1口座あたりのポジション上限数量は、通貨ペア、1回の取引数量にかかわらず、1,300 ポジションとなります。

15. 提示レート

(1) 提示レートとは、取引画面上に表示されている 1 通貨単位の ASK レートと BID レートのことをいい、お客様は ASK レートで買い付け、BID レートで売り付けることができます（このような買い付け価格と売り付け価格の差のことを「スプレッド」といいます。）。当社は、カバー先がインターバンク市場の実勢外国為替レートに基づいて提示している為替レートをお客様に提示しております。

また、お客様の取引画面上に表示されるレートは、通貨ペア等によって、更新間隔が異なり、さらに取引ツールによって、提示レートが自動更新ではないもの、更新間隔を選択できるもの等がありますので、当社で配信したすべての提示レートではありません。また、通常時において自動更新であったものが通信状況等の理由によっては、更新されない場合もあり、お客様の取引画面上に表示されている提示レートが、当社サーバにおける最新レートとは異なる場合があります。そのため、お客様の画面への提示レートと約定レートに差が発生することがあります（このように提示価格と約定価格に差が発生することを「スリッページ」といいます。）。なお、MATRIX TRADER のシステム上の呼び値の単位は、別表 1 の呼び値の最小変動単位を 1pip として表示しております。

(2) 相場急変時に、カバー先から有効な配信レートを受信できない場合は、提示レートの基となるカバー先からのレートがなくお客様への提示レートの配信ができなくなるため、提示レートの配信を停止いたします。また、カバー先から配信レートを受信できている場合でも、インターバンクの実勢を反映した適正なレートを受信できないと当社またはカバー先が判断した場合は、お客様への提示レートの配信を停止することがあります。

また、提示レートの配信が停止している間は、成行注文およびストリーミング注文、指値注文、逆指値注文、ロスカットを含む全ての注文が執行されません。そのため、提示レートの配信停止後の相場変動によっては、レート配信停止前とレート配信再開後の提示レートに大幅な差が生じる場合があります。さらにその場合において、逆指値注文、ロスカットの判定および執行は提示レート再開後のレートを基に執行されるため、お客様が指定していたレートと大きく異なるレートで執行される場合があります。お客様の損失が予定損失額を大きく上回る可能性、また預託された資金の元本を大きく上回る損失が発生する可能性があります。

(3) 相場急変時に、前項による提示レートの配信停止後、カバー先から有効な配信レートを受信でき且つそれらのカバー先から受信したレートがインターバンクの実勢を反映した適正なレートであると当社またはカバー先が判断した場合は、お客様への提示レートの配信を再開します。

ただし、提示レート配信再開後においても、カバー先から受信しているレートがインターバンクの実勢を反映したレートではなく適正な提示レートが配信できないと当社またはカバー先が判断した場合は、お客様への提示レート

配信の停止を行う場合があります。

16. 約定レート

約定レートとは、注文が執行され、約定したレートのことをいい、18.に定める注文の種類によって、注文の執行時点が異なるため、約定レートの取扱いも異なります。

※大口の成行注文、逆指値注文は、取引画面上に提示されているレートより広いスプレッド（不利なレート）で約定する場合があります。成行注文および逆指値注文が約定を優先する注文であることおよびカバー先がその時々の流動性や為替市場の状態によって取引数量に制限を設ける場合があることに起因するものです。

17. 現在レート

現在レートとは、各時点における最新レートのことをいいます。

18. 注文の種類

(1) 成行注文

・特徴

約定を優先させたい場合に使用する注文です。約定を最優先とするため、レートの指定はできません。

・発注方法

レートは指定せず、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別を指定して発注します。

・注文の執行

当社が注文を受付けた時点で執行され、現在レートで約定します。

・スリッページ

相場環境や発注時点から注文が執行されるまでの時間差等により、約定レートは、発注時点の提示レートと比較して、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

・注文の失効

流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。

(2) ストリーミング注文

・特徴

提示レートで約定させたい場合に使用する注文です。また、提示レートを基準として許容できる一定の範囲（許容スリップ）内のレートで約定させたい場合にも使用する注文です。

・発注方法

許容スリップ、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別を指定して発注します。許容スリップの指定数値は呼び値の最小変動単位を1として判定します。提示レートで買いたいまたは売りたい場合の許容スリップは0となります。ただし、使用機器のフリーズ等により、提示レートが更新されていない等の理由によって、発注時点における表示レートが最新レートではない場合、提示レートで発注したつもりであっても、提示レートと約定レートは差異が生じる可能性があります。また、新規でストリーミング注文を発注する場合、決済注文を同時に発注しておくこともでき、決済注文は決済 pip 差指値注文、決済 pip 差逆指値注文またはトレール注文から選び、新規注文の約定価格との pip 差（決済 pip 差）またはトレール幅を指定します。

・注文の執行

当社が注文を受付けた時点で執行し、現在レートで約定します。

・スリッページ

許容スリップ0の場合、現在レートが発注時点の提示レートと同一レートでなければ、約定しないため、スリッページすることはありません。許容スリップ1以上の場合、相場環境や発注時点から注文が執行されるまでの時間差等により、約定レートは、発注時点の提示レートと比較して、許容スリップの範囲内で有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

・注文の失効

許容スリップ0の場合、現在レートが発注時点の提示レートと同一レートでなければ、約定することはありません。許容スリップ1以上の場合、現在レートが許容スリップの範囲を超えて、約定することはありません。

(3) 指値注文

・特徴

指定したレートで約定させたい場合に使用する注文です。

- 発注方法

新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか1つ、数量、期限を指定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、買い注文の場合、提示レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を下回る安いレートとなります。売り注文の場合、提示レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回る高いレートとなります。

- 注文の執行

指定したレートが提示された時点で執行し、指定したレートで約定します。ただし、月曜日の始値（取引開始時に提示されるレート）が指定したレートに達している場合、指定したレートではなく、始値のレートで約定します。

- スリッページ

指定したレートが提示された場合、指定したレートで約定するため、有利なほうにも不利なほうにもスリッページすることはありません。ただし、月曜日の始値（取引開始時に提示されるレート）が指定したレートに達している場合を除きます。

- 注文の失効

指定したレートが提示されない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、23に定める注文期限が到来した場合は失効します。

(4) 逆指値注文

- 特徴

指定したレート以上になったら成行注文で買いたい、または指定したレート以下になったら成行注文で売りたい場合に使用する注文です。

- 発注方法

新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか1つ、数量、期限を指定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、買い注文の場合、提示レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回る高いレートとなります。売り注文の場合、提示レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を下回る安いレートとなります。

- 注文の執行

現在レートが指定したレートに達した後、成行注文として執行され、現在レートで約定します。

- スリッページ

注文の執行時においては成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは、指定したレートと比較して、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

- 注文の失効

指定したレートに達しない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、23に定める注文期限が到来した場合は失効します。

(5) トレール注文

- 特徴

逆指値注文の1つで、トレールストップ（トレールは「追従」、ストップは「逆指値」の意。）ともいい、レートの変動に応じて逆指値を自動的に変更していく注文です。新規で買いたい場合および売りポジションを決済したい場合、発注後の高値から設定したトレール幅の数値分下がった時点の逆指値注文となり、新規で売りたい場合および買いポジションを決済したい場合、発注後の安値から設定したトレール幅の数値分上がった時点の逆指値注文となります。

- 発注方法

新規注文の場合、提示レートを基準としたトレール幅、数量、期限を指定して発注します。決済注文の場合、

決済対象、トレール幅、数量、期限を指定して発注します。ただし、提示レートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内のトレール幅を指定することはできません。

- ・注文の執行

現在レートが指定されたレート（設定したトレール幅とレートの変動によって自動的に変更される逆指値）に達した後、成行注文として執行され、現在レートで約定します。

- ・スリッページ

注文の執行時においては成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは、指定されたレートと比較して、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

- ・注文の失効

現在レートが指定されたレートに達しない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、23 に定める注文期限が到来した場合は失効します。

(6) 時間指定成行注文

- ・特徴

指定した時間に成行注文を発注させたい場合に使用する注文です。

- ・発注方法

新規注文の場合、レートを指定せず、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、日付、時間を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レートを指定せず、数量、日付、時間を指定して発注します。ただし、時間は、別表 2 に定める時間を指定することはできません。また、新規で時間指定成行注文を発注する場合、決済注文を同時に発注しておくこともでき、決済注文は決済 pip 差指値注文、決済 pip 差逆指値注文またはトレール注文から選び、新規注文の約定価格との pip 差（決済 pip 差）またはトレール幅を指定します。

- ・注文の執行

指定した時間に成行注文が執行され、現在レートで約定します。

- ・スリッページ

現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

- ・注文の失効

流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。

(7) 時間指定指値注文

- ・特徴

指定した時間までは指定したレートで約定させたいが、指定した時間までに約定しなければ、成行注文を発注する注文です。

- ・発注方法

新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、日付、時間を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか 1 つ、数量、日付、時間を指定して発注します。ただし、提示レートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、(3) 指値注文をご参照ください。別表 2 に定める時間を指定することはできません。また、新規で時間指定指値注文を発注する場合、決済注文を同時に発注しておくこともでき、決済注文は決済 pip 差指値注文、決済 pip 差逆指値注文またはトレール注文から選び、新規注文の約定価格との pip 差（決済 pip 差）またはトレール幅を指定します。

- ・注文の執行

指定した時間までに指定したレートが提示された場合、指値注文が執行し、指定したレートで約定します。指定した時間までに指定したレートが提示されなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定します。

- ・スリッページ

指値注文は、指定したレートが提示された場合、指定したレートで約定するため、有利なほうにも不利なほうにもスリッページすることはありません。指定したレートが提示されなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

うにもスリッページする可能性があります。

- ・注文の失効

指値注文は、指定したレートが提示されない限り、注文自体が執行されないため、失効しませんが、指定した時間までに約定しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となるため、流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。

(8) 時間指定逆指値注文

- ・特徴

指定した時間までは指定したレート以上になったら成行注文で買いたい、または指定したレート以下になったら成行注文で売りたいが、指定した時間までに約定しなければ、成行注文を発注する注文です。

- ・発注方法

新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、日付、時間を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか1つ、数量、日付、時間を指定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、(4) 逆指値注文をご参照ください。別表2に定める時間を指定することはできません。また、新規で時間指定逆指値注文を発注する場合、決済注文を同時に発注しておくこともでき、決済注文は決済 pip 差指値注文、決済 pip 差逆指値注文またはトレール注文から選び、新規注文の約定価格との pip 差（決済 pip 差）またはトレール幅を指定します。

- ・注文の執行

指定した時間までに現在レートが指定したレートに達した場合、逆指値注文が成行注文として執行し、現在レートで約定します。指定した時間までに現在レートが指定したレートに達しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定します。

- ・スリッページ

逆指値注文は、注文の執行時においては成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは、指定したレートと比較して、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。指定したレートに達しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

- ・注文の失効

逆指値注文は、指定したレートに達しない限り、注文自体が執行しないため、失効しませんが、指定した時間までに約定しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となるため、流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。

(9) IF-DONE (イフダン) 注文

- ・特徴

新規注文とそれに対する決済注文を出しておきたい場合に使用する注文です。新規 (IF) の注文の種類は、成行注文、指値注文、逆指値注文となり、決済 (DONE) の注文の種類は、指値注文、逆指値注文（トレール注文を含む）となります。新規注文が約定した時点で、決済注文が有効となります。

- ・発注方法

新規注文 (IF) を指値注文または逆指値注文とした場合、新規注文 (IF) はレートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定し、決済注文 (DONE) を指値注文または逆指値注文とした場合、レートまたは新規注文 (IF) の約定価格との pip 差（決済 pip 差）を指定し、トレール注文とした場合、トレール幅を指定して発注します。新規注文 (IF) を成行注文とした場合、新規注文 (IF) はレートを指定せず、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別を指定し、決済注文 (DONE) を指値注文または逆指値注文とした場合、レートを指定し、トレール注文とした場合、トレール幅を指定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指値注文で指定できるレートは、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文で指定できるレートは、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文で指定できるレートは、(5) トレール注文をご参照ください。また、決済注文で指定できるレートは、新規注文で指定したレートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回るまたは下回るレートとなります。

- ・注文の執行

成行注文の執行については、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文の執行については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の執行については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の執行については、(5) トレール注文をご参照ください。

- ・スリッページ

成行注文のスリッページについては、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文のスリッページについては、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文のスリッページについては、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文のスリッページについては、(5) トレール注文をご参照ください。

- ・注文の失効

成行注文の失効については、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文の失効については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の失効については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の失効については、(5) トレール注文をご参照ください。なお、新規注文が取り消された場合または 23 に定める注文期限の到来により失効となった場合、決済注文は自動的に失効となります。

(10) OCO (オーシーオー) 注文

- ・特徴

2つの異なる注文を同時に発注し、一方の注文が約定した時点で、他方の注文は自動的に失効させたい場合に使用する注文です。

新規注文の場合、「買いの指値注文と売りの指値注文」「買いの逆指値注文と売りの逆指値注文」「買いの指値注文と買いの逆指値注文」「売りの指値注文と売りの逆指値注文」の組み合わせから選ぶことができます。

決済注文の場合、「買いの指値注文と買いの逆指値注文（トレール注文を含む）」「売りの指値注文と売りの逆指値注文（トレール注文を含む）」の組み合わせから選ぶことができます。

- ・発注方法

新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、指値注文と逆指値注文の組み合わせでは決済対象を選んで、レート、提示レートまたは約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか1つ、数量、期限を指定して発注します。また、逆指値注文ではなく、トレール注文とした場合、トレール幅を指定します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指値注文で指定できるレートは、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文で指定できるレートは、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文で指定できるレートは、(5) トレール注文をご参照ください。

- ・注文の執行

指値注文の執行については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の執行については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の執行については、(5) トレール注文をご参照ください。

- ・スリッページ

指値注文のスリッページについては、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文のスリッページについては、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文のスリッページについては、(5) トレール注文をご参照ください。

- ・注文の失効

指値注文の失効については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の失効については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の失効については、(5) トレール注文をご参照ください。なお、一方の注文が約定した時点で他方の注文は自動的に失効となります。

(11) IF-OCO (イフオーシーオー) 注文

- ・特徴

IF-DONE 注文と OCO 注文を組み合わせた注文で、1つの新規注文とそれに対応する2つの決済注文を出しておきたい場合に使用する注文です。新規 (IF) の注文の種類は、成行注文、指値注文、逆指値注文となり、決済 (OCO) の注文の種類は、指値注文、逆指値注文（トレール注文を含む）となります。新規注文が約定した時点で、決済注文が有効となり、決済 (OCO) 注文の一方が約定した時点で、他方の注文は自動的に失効となります。

- ・発注方法

新規注文 (IF) を指値注文または逆指値注文とした場合、新規注文 (IF) はレートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定し、決済注文 (OCO) を指値注文と逆指値

注文とした場合、レートまたは新規注文（IF）の約定価格との pip 差（決済 pip 差）を指定し、トレール注文とした場合、トレール幅を指定して発注します。新規注文（IF）を成行注文とした場合、新規注文（IF）はレートを指定せず、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別を指定し、決済注文（OCO）を指値注文と逆指値注文とした場合、レートを指定し、トレール注文とした場合、トレール幅を指定して発注します。ただし、提示レートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指値注文で指定できるレートは、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文で指定できるレートは、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文で指定できるレートは、(5) トレール注文をご参照ください。また、決済注文で指定できるレートは、新規注文で指定したレートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回るまたは下回るレートとなります。

・注文の執行

成行注文の執行については、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文の執行については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の執行については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の執行については、(5) トレール注文をご参照ください。

・スリッページ

成行注文のスリッページについては、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文のスリッページについては、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文のスリッページについては、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の執行については、(5) トレール注文をご参照ください。

・注文の失効

成行注文の失効については、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文の失効については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の失効については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の失効については、(5) トレール注文をご参照ください。なお、新規注文が取り消された場合または 23 に定める注文期限の到来により失効となった場合、決済注文は失効となります。また、決済（OCO）注文のうち、一方の注文が約定した時点で他方の注文は自動的に失効となります。

(12) ワンクリック注文

ワンクリック注文とは、レートパネルやレート一覧の BID または ASK をクリックするだけで成行注文を発注することができる機能のことです。初期設定では通常注文（注文画面にて注文方法を選択し、確認画面で選択した条件を最終確認した後、発注する。）となっているため、ワンクリック注文を使用する場合、通常注文から設定を変更する必要があります。レートパネルまたはレート一覧、もしくはその両方でワンクリック注文を選択することができます。ワンクリック注文を選択した場合、BID または ASK をクリックすると確認画面なしで注文が発注されるため、誤発注の危険が高まります。BID または ASK をクリックする前に、必ずレートパネルまたはレート一覧の表示をご確認ください。なお、成行注文の詳細については、(1) 成行注文をご参照ください。

(13) ワンクリック決済

ワンクリック決済とは、ポジション一覧またはポジション集計の「即決済」ボタンをクリックするだけで決済の成行注文が発注される機能のことで、初期設定では、無効となっています。なお、成行注文の詳細については、(1) 成行注文をご参照ください。

(14) ワンクリックドテン注文

ワンクリックドテン注文とは、ポジション一覧の「ドテン」ボタンをクリックするだけで保有ポジションの決済の成行注文と反対方向の同数量の新規の成行注文を発注する機能で、初期設定では無効となっています。ワンクリックドテン注文を利用して発注した場合であっても、相場環境等によっては、決済約定価格と新規約定価格が同一の価格とならない場合や保有ポジションのみ決済され、新規注文が不成立となり、ドテン注文とならない場合があります。なお、成行注文の詳細については、(1) 成行注文をご参照ください。

(15) 決済 pip 差注文

決済 pip 差注文とは、新規注文と同時に発注できる決済注文のひとつで、あらかじめ指定しておいた pip 差を新規注文と同時に設定して発注します。新規注文の約定価格から指定した pip 差分のレートが決済指値または決済逆指値（トレール注文を含む）の指定レートとなります。ただし、提示レートから別表 1 に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。

(16) トリガー注文

トリガー注文とは、トリガー価格を指定して発注する指値注文、逆指値注文、トレール注文のことです。トリガー価格を指定した場合、提示レートがトリガー価格に達した時点で指値注文、逆指値注文、トレール注文が有

効となります。

19. 条件指定全決済

条件指定全決済には、次の(1)金額指定全決済と(2)時間指定全決済があります。

(1) 金額指定全決済

・特徴

金額指定全決済とは、取引口座全体の評価損益または有効証拠金が指定した金額に達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の成行注文が発注される機能のことで、(2)時間指定全決済を設定した状態であっても金額指定全決済を設定することができます。

・設定方法

取引口座全体の評価損益または有効証拠金のどちらかを選び、上限の額または下限の額もしくはその両方の額を指定して、設定します。また、発注済みの新規注文がある場合、金額指定全決済が実行時に発注済みの新規注文を取り消すこと、または取り消さないことを選択できます。なお、初期設定では金額指定全決済の機能は無効となっています。

・執行

実際の取引口座全体の評価損益または有効証拠金が指定した金額に達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の成行注文が発注されます。成行注文の詳細については、18. 注文の種類の(1)成行注文をご参照ください。新規注文および決済注文の約定によって取引口座全体の評価損益または有効証拠金が指定した金額に達した場合であっても、金額指定全決済は執行しますので、金額指定全決済を設定した状態で発注される場合は必ず事前に指定した金額と取引口座全体の評価損益または有効証拠金の額をご確認ください。

・解除

金額指定全決済が解除される条件は、次のとおりです。なお、手動によって全決済された場合は解除されません。

①金額指定全決済が執行された場合

②ロスカットが執行された場合

③金額指定全決済と時間指定全決済を設定している状態で、時間指定全決済が執行された場合

④有効証拠金を選んで金額指定全決済を設定している状態で、入金または出金が成立した場合

(2) 時間指定全決済

・特徴

時間指定全決済とは、指定した時間に達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の成行注文が発注される機能のことで、(1)金額指定全決済を設定した状態であっても時間指定全決済を設定することができます。

・設定方法

日付、時間を指定して、設定しますが、別表2に定める時間を指定することはできません。また、発注済みの新規注文がある場合、時間指定全決済が実行時に発注済みの新規注文を取り消すこと、または取り消さないことを選択できます。なお、初期設定では時間指定全決済の機能は無効となっています。

・執行

指定した時間に達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の成行注文が発注されます。成行注文の詳細については、18. 注文の種類の(1)成行注文をご参照ください。

・解除

時間指定全決済が解除される条件は、次のとおりです。なお、手動で全決済された場合には、解除されません。

①時間指定全決済が執行された場合

②ロスカットが執行された場合

③時間指定全決済と金額指定全決済を設定している状態で、金額指定全決済が執行された場合

20. ポジションロック機能

ポジションロックとは、保有ポジションについて意図しない決済を防止する機能のことをいいます。ポジションロックを有効とした場合、次の場合を除き、当該ポジションは決済されません。

・ロスカット

・当該ポジションを指定して、成行またはストリーミング以外の決済注文を発注し、指定したレートや時間に到達した場合

なお、ポジションロックを有効としたポジションのみを保有し、両建なしの設定で当該ポジションの反対方向の注文を発注した場合、決済とはならず、両建となります。決済したい場合、ポジションロックを無効とし、両建なしの設定となっていることを確認の上、決済注文を発注してください。

21. 決済順序

ポジションを指定しないで決済注文を発注する場合の順序は、次の4種類から選ぶことができます。

- ①約定日時の古い順 (FIFO)
- ②約定日時の新しい順 (LIFO)
- ③評価損益の少ない順 (損失の大きい順)
- ④評価損益の多い順 (損失の小さい順)

さらに指定決済注文が入っているポジションの順序を後回しにすることもできます。ただし、発注後、決済順序の変更および指定決済注文が入っているポジションの順序の後回しを解除することができないため、変更または解除する場合は、発注を一旦取り消して、改めて発注してください。初期設定は約定日時の古い順 (FIFO) での決済となります。また、予めポジションを指定して決済注文を発注することもできます。なお、後回しを選択している場合であっても、ロスカット等の決済を回避するものではありません。

22. 注文の優先度

前項に定める注文の種類のうち、最も優先される注文は、成行注文となります。ただし、逆指値注文も注文の執行時においては成行注文であるため、成行注文と同様に優先される注文となります。

23. 注文期限

注文の期限は、GTC (無期限)、当日中、100日以内の指定した期日までのいずれかを設定することができ、お客様が取消または変更されない限り、設定した期限が有効となります。

24. 注文の取消・変更

お客様の注文が未約定の場合、取消・変更を行うことができます。なお、変更を行う場合、変更しようとする注文の取消を行った後、新たに注文をしてください。ただし、指定したレートまたは数量の変更の場合、注文を取消せずに変更することが可能です。

25. 両建

両建とは、売りポジション (買いポジション) を保有している状態で、同じ通貨ペアの買いポジション (売りポジション) を保有することをいいます。両建のデメリットとして、各ポジションに発生するスワップの差によるコスト、売りレートと買いレートの差 (スプレッド) によるコスト等があります。当社では、お客様が負担されるコストをリスクであると考え、両建を推奨いたしておりません。ただし、「MATRIX TRADER」では、お客様ご自身の判断において設定を変更することで、両建を選択することもできる仕様としております。したがって、両建なしの設定または初期設定のままで未決済ポジションの反対売買をされた場合、新規注文のつもりであっても、未決済ポジションの決済が優先され、21. 決済順序を設定していない場合、約定日時の古い順に決済され、21. 決済順序を設定している場合、設定した順序で決済されます。

26. 取引手数料

取引手数料は無料です。なお、取引手数料は、予告なく変更する場合があります。

27. 完全前受制度

当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。

28. 証拠金・損益

MATRIX TRADER における各証拠金及び損益については、以下のように定義します。

- (1) 「預託証拠金」とは、お客様の入出金額に決済損益を加減算したものをいいます。
- (2) 「有効証拠金」とは、預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。

- (3) 「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な金額をいいます。
- (4) 「発注証拠金」とは、未約定注文で約定後に必要証拠金に相当するものをいいます。
- (5) 「評価損益」とは、ポジション損益に未実現スワップを加減算したものをいいます。
- (6) 「ポジション損益」とは、未決済ポジションの時価評価額をいいます。

29. 預託証拠金等の入金

当社への入金は当社の指定口座への振込みによるものといたします。当社営業店舗等でのご入金は、原則として受付けておりません。また、当社への振込み手数料は、お客様負担といたします。なお、クイック入金以外の方法でのご入金の場合、お名前とログイン ID を必ずご記入ください。お名前、ログイン ID の記載が無い場合、口座に反映いたしません。それによりお客様がロスカット等の不利益を被った場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。

30. 預託証拠金等の出金

すべての取引に関する当社とお客様との金銭の受払いについては、すべて預託証拠金勘定において処理します。お客様の取引口座の有効証拠金が必要証拠金を超えている場合、お客様は預託証拠金の範囲内で超過分の全部または一部の返還を受けることができます。当社は、お客様から請求があった日から起算して原則 4 営業日以内に、登録されている金融機関へ振込みいたします。ただし、通信等の諸事情により遅延する場合があります。

31. 有効証拠金

有効証拠金とは、預託証拠金に未決済ポジションにより生じる評価損益を加減算したもので、ポジションを保有していない場合、預託証拠金と有効証拠金は同じ金額となります。

32. 必要証拠金

1Lot あたりの必要証拠金は、通貨ペア別に以下のいずれかの方法により、算出します。詳細は別表 1 をご確認ください。なお、必要証拠金は、予告なく変更する場合があります。

- ①金曜日から翌木曜日までの終値のうち最も高いレートの想定元本に 4%を乗じた金額（100 円未満切り上げ）を翌々月曜日から金曜日の必要証拠金とする変動制
- ②金曜日から翌木曜日までの終値のうち最も高いレートの想定元本に 8%を乗じた金額（100 円未満切り捨て）を翌々月曜日から金曜日までの必要証拠金とする変動制

33. ポジション損益

ポジション損益とは、未決済ポジションの時価評価額のことをいいます。買いポジションの場合、売りサイドの BID レート、売りポジションの場合、買いサイドの ASK レートを用いて計算します。

34. 新規注文余力

新規注文余力は有効証拠金から必要証拠金及び出金依頼額を差し引いた金額です。新規注文余力の限度額までポジションを保有された場合や出金をされた場合は、有効証拠金が必要証拠金を下回り、ロスカットとなります。なお、すでに同一通貨ペアのポジションを保有している状態で両建となる注文を発注する場合の必要証拠金は、発注する注文を加味した売りポジションと買いポジションの数量の多い方の額となるため、発注する注文が、数量の少ない方に属する場合は、必要証拠金は不要となりますが、多い方に属する場合、多い方と少ない方の数量差分の必要証拠金が必要となります。ただし、OCO 注文で買いと売りを発注する場合、発注する数量分の必要証拠金が必要となります。

35. 外貨による預託証拠金等の取扱い

「MATRIX TRADER」は外貨による預託証拠金等の預託を受付けいたしません。日本円のみを受付けとなります。

36. ロスカット

ロスカットとは、有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、損失の拡大を防ぐために、当社所定の方法により、お客様の計算において強制的にお客様のポジションの全部を反対売買により決済することができるルールをいいます。

す。有効証拠金が必要証拠金を下回っているかどうかの計算は、数秒（1～10 秒程度）ごとに行います。決済順序は、原則として、約定日時の古い順（FIFO）となりますが、市場の状況によっては、決済約定の順序が前後することがあります。また、ロスカットが執行された時点でレート配信がない通貨ペアについては、レート配信が再開した時点の市場レートで成行決済となります。なお、ロスカットによってお客様の取引口座に不足金が発生した場合、お客様は不足金発生日の2営業日後の15時までに当該不足金額を当社指定口座に差入れていただく必要があります。有効証拠金の全額を必要証拠金として使われた場合、システムの設計上、ロスカットのアナウンスは表示されず、注文が約定し、直後にロスカットとなります。なお、マージンコールはありません。

37. バッドティック（異常値）での約定の取扱い

バッドティックとは、何らかの原因により実際の市場レートから乖離したレートが提示されることをいいます。当社のお客様への提示レートは15. 記載のとおりに提示しておりますが、カバー先のレート誤配信等が原因で、市場レートと乖離した誤ったレートが提示レート（以下、市場レートと乖離した異常な提示レートを「バッドティックレート」といいます。）として配信されたことによりお客様の注文がバッドティックレートで約定し、本来は発生する必要のない利益または損失が発生することがあります。このようなバッドティックレートでの約定については、約定を取消すか本来約定すべきであったレートに約定レートを訂正させていただきます。約定の取消または約定レートの訂正を行った結果、本来得られるはずではなかった利益が発生していた場合は利益の返還をしていただくことになり、本来発生するはずではなかった損失が発生していた場合は損失を返還させていただくこととなります。

なお、お客様への提示レートがバッドティックレートであったかどうかは当社またはカバー先の判断において決定し、バッドティックレートであったと判断した場合は、該当するお客様に対し電話、電子メール等で速やかに連絡いたします。

38. 不足金

ポジションの決済による決済損失が有効証拠金を上回り、不足金が発生した場合、お客様は2営業日後の15時までにご入金していただく必要があります。お客様から履行期までに当該不足金のご入金がない場合、当社は、履行期の翌日より履行の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受ける場合があります。

39. 決済期限

決済の期限は、原則として無期限となっており、お客様がポジションを決済しない限り、日々ロールオーバーされ、自動的に決済日が翌営業日以降に繰り延べられます。

40. 税金

個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップ）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。当社は、法令に基づきお客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

41. 店頭外国為替証拠金取引のリスク

店頭外国為替証拠金取引は高いリスクを伴う取引です。契約締結前交付書面をお読みにになり、リスクをご理解の上、自己責任において取引を行ってください。

42. 取引説明書

本取引説明書は、予告なく変更する場合があります。

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- **ASK (アスク)**
金融商品取引業者がレートを示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はそのレートで買い付けることができます。
- **売りポジション (うりポジション)**
売付取引のうち、決済していないものをいいます。
- **外国為替証拠金取引 (がいこくかわせしょうきんとりひき)**
通貨を売買する外国為替取引と想定元本よりも少額の資金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、デリバティブ取引の一つです。
- **買いポジション (かいポジション)**
買付取引のうち、決済していないものをいいます。
- **買戻し (かいもどし)**
売りポジションを決済する (売りポジションを減じる) ために行う買付取引をいいます。
- **カバー取引 (カバーとりひき)**
金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の為替レートの変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ、店頭デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引若しくは外国為替証拠金取引をいいます。
- **金融商品取引業者 (きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)**
店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- **裁判外紛争解決制度 (さいばんがいふんそうかいけつせいど)**
訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- **差金決済 (さきんけつさい)**
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- **指値注文 (さしねちゅうもん)**
レートを指定する注文方法をいいます。指値は指定のレートに達した時点で、指定したレートで約定します。(指値注文は有利なほうにも不利なほうにもスリッページしません。)
- **ストップロス**
為替レートが、未決済ポジションに対して不利なほうへ変動した場合、損失を一定レベルに抑える注文のことをいいます。また、「損切り」ともいい、決済の逆指値注文と同じです。
- **スリッページ**
発注時に表示されている現在レートまたは指定したレートと実際に約定したレートの差のことをいいます。
- **スワップ**
店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日にかかる決済日から翌営業日にかかる決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより、自動的に決済日が翌営業日に繰り延べられた場合、通貨ペア間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップといいます。
- **店頭金融先物取引 (てんとうきんゆうさきものとりひき)**
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商

品のデリバティブ取引をいいます。

- ・転売（てんばい）
買いポジションを決済する（買いポジションを減じる）ために行う売付取引をいいます。
- ・成行注文（なりゆきちゅうもん）
レートを指定しない注文方法をいいます。流動性が低くなっている場合、数量により約定しないこともあります。
- ・発注証拠金（はっちゅうしょうこきん）
未約定注文の必要証拠金に相当する金額をいいます。
- ・BID（ビッド）
金融商品取引業者がレートを示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はそのレートで売り付けることができます。
- ・必要証拠金（ひつようしょうこきん）
ポジションを維持するために必要な金額をいいます。
- ・評価損益（ひょうかさんえき）
ポジション損益に未実現スワップを加減算したものをいいます。
- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）
現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。
- ・ポジション損益（ポジションさんえき）
未決済ポジションの時価評価額をいいます。
- ・有効証拠金（ゆうこうしょうこきん）
預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。
- ・預託証拠金（よたくしょうこきん）
お客様の入出金額に決済損益を加減算したものをいいます。
- ・両建（りょうだて）
同じ通貨ペアの売りポジションと買いポジションを持つことをいいます。
- ・ロスカット
お客様の評価損益が所定の水準を下回った場合、リスク管理のため、お客様のポジションを反対売買することにより、強制的に決済することをいいます。
- ・ロールオーバー
自動的にお客様の未決済ポジションの決済日を翌営業日以降に繰り延べることをいいます。

別表 1

必要証拠金一覧表（MATRIX TRADER 個人のお客様用）

通貨ペア	1Lotあたりの通貨数量	1回あたりの最大注文可能数量※1	通貨ペア別の保有上限数量	1Lotあたりの必要証拠金※2	呼び値の最小変動単位	指値・逆指値指定不可の範囲※3
【A】						
AUD/CHF	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.00001	0.00050
AUD/JPY	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.001	0.050
AUD/NZD	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.00001	0.00050
AUD/USD	1,000 通貨	3,000Lot	15,000Lot	①	0.00001	0.00050

算出期間中の終値のうち最も高いレートが木曜日の 1.51240 ドル。1.51240 ドル×1,000 通貨×4%=60.496 ドル
 60.496 ドルを円換算するため、同日（木曜日）の USDJPY の終値【（例 1）木曜日の終値 91.340(※)円】で計算。
 60.496 ドル×91.340 円=5,525.71 円
 100 円未満を切上げて適用期間の 1Lot あたりの必要証拠金は、5,600 円となります。

(例 4) ZARJPY-②の場合

曜日	算出期間							-			適用期間				
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
終値	6.956	-	-	6.938	6.988	6.958	7.073	-	-	-	←————→				

算出期間中の終値のうち最も高いレートが木曜日の 7.073 円。7.073 円×1,000 通貨×8%=565.84 円
 100 円未満を切捨てて適用期間の 1Lot あたりの必要証拠金は、500 円となります。

別表 2

指定不可時間一覧

米国東部標準時間採用時および米国東部夏時間採用時共通

通貨ペア	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
AUD/CHF	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
AUD/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
AUD/NZD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
AUD/USD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
CAD/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
CHF/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
EUR/AUD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
EUR/CHF	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
EUR/GBP	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
EUR/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
EUR/USD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
GBP/AUD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
GBP/CHF	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
GBP/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
GBP/USD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
NOK/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
NZD/CHF	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
NZD/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
NZD/USD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
SEK/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
USD/CAD	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
USD/CHF	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
USD/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59
ZAR/JPY	00:00~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	5:30~7:30	4:00~23:59	00:00~23:59

平成 29 年 4 月 3 日現在

J F X株式会社

リスク説明書(MATRIX TRADER 個人のお客様用)

当社は、金融商品取引法が定める金融商品取引業者として同法の適用を受けます。また、当社は、金融商品の販売等に関する法律が定める金融商品販売業者として同法の適用を受けます。本説明書は、金融商品取引法及び金融商品の販売等に関する法律の規定に基づき、お客様に店頭外国為替証拠金取引（以下、「本取引」といいます。）に関連するリスクについての情報を提供するものですので、本説明書を熟読して内容をご理解いただいたうえで口座開設のお申込みを行ってください。

本取引は、元本が保証されている取引ではなく、外国為替市場や金利の動向によっては、利益が得られることもあります。また、損失を被ることもある取引です。また、想定元本と比較して少額の資金を預託して行う取引であるため、お客様は、大きな利益を得ることもありますが、逆に預託された資金の元本を上回る大きな損失を被ることもあります。

1. 価格変動リスク

本取引は、為替レートを指標として行う取引であり、為替レートの変動によりお客様が損失を被るリスクがあります。従って、当社に預託された資金及び本取引による利益が保証されるものではなく、預託された資金の元本割れもしくは元本を上回る損失発生の可能性があります。

2. レバレッジ効果によるリスク

本取引は、レバレッジ（てこの原理）を利用した取引であり、対価で行う為替取引に必要な資金と比較して、少額の資金での取引が可能のため、少しの為替レートの変動であっても、お客様の未決済ポジションの評価損益は大きく変動します。従って、預託された資金の元本割れもしくは元本を上回る損失発生の可能性があります。当社では、お客様の便宜のため、「最大レバレッジ」と「実効レバレッジ」とを使い分けております。「最大レバレッジ」とは、必要証拠金が対価で行う為替取引に必要な資金の何倍の取引となっているかを示すもので、「実効レバレッジ」とは、口座全体のレバレッジのことで、有効証拠金が対価で行う為替取引に必要な資金の何倍の取引となっているかを示すものです。なお、個人のお客様の「最大レバレッジ」「実効レバレッジ」は、最大 25 倍となっております。

3. 金利変動リスク

本取引は、決済期限を設けていないため、当日の取引終了時（ニューヨーク市場クローズ時）における未決済ポジションに対してスワップが発生し有効証拠金へ加減算されます。お客様は、金利水準の異なる2国間の通貨を売買することにより、金利が低いほうの通貨の買いポジションを持った場合、または金利が高いほうの通貨の売りポジションを持った場合、スワップを支払う必要があります。スワップは、各通貨の短期金利の年率を日割り計算したものをベースとして、当社が諸経費を加算して算出したものとなります。金利水準は、各国の経済事情や政治情勢等様々な要因を反映して変動しますので、スワップが受取りから支払いに転じる場合があります。

4. ロスカットのリスク

本取引では、預託された資金の元本を上回る損失発生を防ぐため、当社の定める一定時間または当社の定める時点において、為替レートに基づきお客様の未決済ポジションを時価評価します。時価評価を行った時点で有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、当社は、お客様の全ての未決済ポジションを成行注文で反対売買することができ、その際、為替レートの急激な変動等により、預託された資金の元本を上回る損失発生の可能性があります。また、有効証拠金の全額を必要証拠金として使われた場合、注文が約定した時点で、スプレッド（売レートと買レートの差）により有効証拠金が必要証拠金を下回り、直後にロスカットとなります。

5. 流動性リスク

外国為替市場は、きわめて取引高が多いものの、各国の祝祭日、戦争・動乱や天災地変、経済動向を大きく左右する事態、また、各国の規制や処置等による取引の制限、取引の停止、さらに、金融機関の破綻等によって、流動性の低下または流動性が損なわれる場合もあります。このような流動性の低下等の理由により、証拠金取引においては、スプレッド（売りレートと買いレートの差）が拡大したり、注文が約定しない等、ロスカットを含む意図した取引ができない可能性があります。また、約定した場合であっても、為替レートの急激な変動によっては預託された資金の元本を上回る損失発生の可能性があります。

6. 損失を限定させるための注文のリスク

損失を限定させることを意図した特定の注文方法は、通常の市場環境では、お客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、為替レートが一方向にかつ急激に変動した場合等には有効に機能せず、お客様が指定されたレートよりも不利なほうにスリッページして約定する可能性があり、預託された資金の元本を上回る損失発生の可能性があります。

7. 電子取引システムの利用のリスク

電子取引システムでは、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買を行う場合、誤発注等により意図しない注文が約定する可能性や意図した注文が約定しない可能性があります。また、電子取引システムには、当社またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信回線等の障害・混雑、情報配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害等様々な原因で一時的または一定期間にわたって利用できない状況が起こる可能性、また何らかの原因で電子取引システムが利用できない場合は一切の注文等の取引行為が行えない可能性があります。電子取引システム上で表示される為替レート等の情報は、必ずしも市場レートを正確に表示しているとは限りません。為替レートが急激に変動した場合、為替レート等の情報は遅れ気味となり、電子取引システム上の為替レート等の情報と市場レートとが乖離する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられるログインID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴等により漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

8. 信用リスク

本取引は、当社とお客様との相対取引であり、取引の相手方である当社の信用状況により損失を被る可能性があります。

9. カバー先の信用リスク

当社は、お客様から注文を受付けた場合、直ちに当該注文に呼応するカバー取引を行いますので、お客様には、カバー先の信用状況により損失を被る可能性があります。

10. 両建のリスク

本取引では、売りポジション（買いポジション）を保有している状態で、同じ通貨ペアの買いポジション（売りポジション）を保有すること（以下、「両建」といいます。）ができます。両建によるデメリットとして、各ポジションに発生するスワップの差によるコスト、スプレッド（売りレートと買いレートの差）によるコスト等があります。当社では、お客様が負担されるコストをリスクであると考え、両建を推奨いたしておりませんが、お客様ご自身の判断において両建を選択することもできる仕様としております。

11. 週末のリスク

外国為替市場が一般に取引を行っていない週末に様々な状況が生じ、金曜日の終値から大きく乖離したレートで月曜日の取引が開始する場合があります。このような場合、ストップロス注文やロスカットが予定損失額を上回る可能性、また預託された資金の元本を上回る損失発生の可能性があります。

12. 営業時間外の取引リスク

当社の電話によるサポート時間は月曜日から金曜日までの午前8時00分から午後8時00分（土、日曜日を除く）ま

でとなっております、営業時間外のサポートは致しかねます。また、営業時間内においても、特に障害発生時などは、十分なサポートが提供されない可能性があります。

「レバレッジ」と「スプレッドによるロスカット」

(1) 「レバレッジ」

- ①最大レバレッジとは、想定元本から比較して、本取引を行うために最低限必要である必要証拠金で算出した最大の倍率をいいます。なお、最大レバレッジの上限は、25倍となっております。

＜最大レバレッジの算出方法＞

$$\text{「最大レバレッジ」} = \text{想定元本 (為替レート} \times \text{取引数量)} \div \text{必要証拠金}$$

例) USDJPY の買いレートが 91.230 円のと看、1Lot (1,000 通貨) 買う場合

$$\text{「想定元本」} = 91,230 \text{ 円}$$

$$\text{想定元本} = \text{為替レート (91.230 円)} \times \text{取引数量 (1,000 通貨)} = 91,230 \text{ 円}$$

$$\text{「必要証拠金」} = 3,800 \text{ 円}$$

算出期間のうち最も高いレートの想定元本に 4% を乗じた金額 (100 円未満切り上げ)

	算出期間								適用期間				
	前々週	—	—	前週				—	—	—	—	取引日	
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
終値	92.640	—	—	91.690	91.450	91.280	91.340	—	—	—	—	—	取引レート(91.230)

算出期間の終値のうち最も高いレートは前々週金曜日の 92.640 円

$$92.640 \text{ 円} \times 1\text{Lot (1,000 通貨)} \times 4\% = 3,705.6 \text{ 円}$$

100 円未満を切り上げて、3,800 円

$$\text{「最大レバレッジ」} = 24.01 \text{ 倍}$$

$$\text{最大レバレッジ} = \text{想定元本 (91,230 円)} \div \text{必要証拠金 (3,800 円)} = 24.01 \text{ 倍}$$

- ②実効レバレッジとは、お客様の口座の有効証拠金からみて、全ての未決済ポジションに対してかかる口座の実効の倍率をいいます。実効レバレッジは、最大 25 倍となっておりますが、取引数量、預託金等により、お客様ご自身で実効レバレッジを調節することができます。

＜実効レバレッジの算出方法＞

$$\text{「実効レバレッジ」} = \text{想定元本} \div \text{有効証拠金}$$

例 1) 次の条件で USDJPY の 91.230 円の買いポジションを 1Lot (1,000 通貨) 保有している場合

・預託金が 5,000 円

・USDJPY の売りレートが 91.220 円

$$\text{「想定元本」} = 91,220 \text{ 円}$$

$$\text{想定元本} = 91.220 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 通貨} = 91,220 \text{ 円}$$

$$\text{「有効証拠金」} = 4,990 \text{ 円}$$

$$\begin{aligned} \text{評価損益 (時価評価)} &= \{ \text{売り (評価レート)} - \text{買い (約定価格)} \} \times 1,000 \text{ 通貨} \\ &= (91.220 \text{ 円} - 91.230 \text{ 円}) \times 1,000 \text{ 通貨} \\ &= -10 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\text{有効証拠金} = \text{預託金 (5,000 円)} + \text{評価損益 (-10 円)} = 4,990 \text{ 円}$$

$$\text{「実効レバレッジ」} = 18.28 \text{ 倍}$$

$$\text{実効レバレッジ} = \text{想定元本 (91,220 円)} \div \text{有効証拠金 (4,990 円)} = 18.28 \text{ 倍}$$

例 2) 例 1 の預託金が 10,000 円だった場合

$$\text{「想定元本」} = 91,220 \text{ 円}$$

$$\text{想定元本} = 91.220 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 通貨} = 91,220 \text{ 円}$$

「有効証拠金」 = 9,990 円

$$\begin{aligned}\text{評価損益 (時価評価)} &= \{\text{売り (評価レート)} - \text{買い (約定価格)}\} \times 1,000 \text{ 通貨} \\ &= (91.220 \text{ 円} - 91.230 \text{ 円}) \times 1,000 \text{ 通貨} \\ &= -10 \text{ 円}\end{aligned}$$

$$\text{有効証拠金} = \text{預託金 (10,000 円)} + \text{評価損益 (-10 円)} = 9,990 \text{ 円}$$

「実効レバレッジ」 = 9.13 倍

$$\text{実効レバレッジ} = \text{想定元本 (91,220 円)} \div \text{有効証拠金 (9,990 円)} = 9.13 \text{ 倍}$$

(2) スプレッドによるロスカット

スプレッドとは、売りレートと買いレートの差のことをいい、お客様は買いレートで買い付け、売りレートで売り付けることができ、通常、買いレートは売りレートより高くなります。お客様が買いレートで買い付けた後、ただちに売りレートで時価評価、または、売りレートで売り付けた後、ただちに買いレートで時価評価を行うため、買い付けた直後または売り付けた直後の評価損益（時価評価）はマイナスとなる可能性が高く、有効証拠金の全額を必要証拠金として、ポジションを保有された場合、買い付け直後または売り付け直後にロスカットとなる可能性があります。

<ロスカットの基準>

有効比率が 100%未満となった時点

$$\text{有効比率} = \text{有効証拠金} \div \text{必要証拠金} \times 100$$

例) 次の条件で USDJPY の買いレートが 91.230 円のと看、2Lot (2,000 通貨) 買う場合

- ・ 預託金が 7,600 円
- ・ USDJPY の売りレートが 91.220 円
- ・ 1Lot あたりの必要証拠金が 3,800 円

「必要証拠金」 = 7,600 円

$$\text{必要証拠金} = 1\text{Lot あたりの必要証拠金 (3,800 円)} \times 2\text{Lot (2,000 通貨)} = 7,600 \text{ 円}$$

「有効証拠金」 = 7,600 円

保有中のポジションがないため、有効証拠金 = 預託金

「必要証拠金」が「有効証拠金」の範囲内（同額）であるため、2Lot (2,000 通貨) の買い注文が約定

「有効証拠金」 = 7,580 円

$$\begin{aligned}\text{評価損益 (時価評価)} &= \{\text{売り (評価レート)} - \text{買い (約定価格)}\} \times 2,000 \text{ 通貨} \\ &= (91.220 \text{ 円} - 91.230 \text{ 円}) \times 2,000 \text{ 通貨} \\ &= -20 \text{ 円}\end{aligned}$$

$$\text{有効証拠金} = \text{預託金 (7,600 円)} + \text{評価損益 (-20 円)} = 7,580 \text{ 円}$$

「有効比率」 = 99.74% < 100% → ロスカット

$$\text{有効比率} = \text{有効証拠金 (7,580 円)} \div \text{必要証拠金 (7,600 円)} \times 100 = 99.74\%$$

以上は、本取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するものであり、本取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。本取引を開始される場合、取引の仕組み及びリスクについて十分にご理解頂くようお願い申し上げます。

平成 27 年 9 月 7 日現在

J F X株式会社

登録番号：第一種金融商品取引業 関東財務局長（金商）第238号
加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1503）

J F X株式会社
信託保全説明書(MATRIX TRADER のお客様用)

当社では、お客様から預託された資金を金融商品取引法第 43 条の 3 に基づき株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」といいます）に信託し、当社の固有財産と区別して管理しております。

1. 信託の対象

当社がお客様からお預りしている預託証拠金の額に未決済ポジションの損益及び未決済ポジションのスワップを加減算した金額を毎営業日（米国時間で 17 時時点、日本時間では翌日午前 7 時、米国東部時間が夏時間の場合翌日午前 6 時）要保全額として計算し、2 営業日後に信託保全の対象とします。

2. 受益者代理人

受益者代理人（甲）として当社内部管理責任者を、受益者代理人（乙）として社外弁護士を選任しております。受益者代理人（甲）が日々の保全金額等の確認など通常時の信託状況の管理を行い、受益者代理人（乙）は当社が破綻等した際にお客様への資産の返還業務を行います。

3. 注意事項

- (1) 当社の取扱う信託保全サービスはお客様からお預りしている金銭（証拠金等）を当社の固有財産と区分して管理するためのものであり、店頭外国為替証拠金取引の元本を保証するものではありません。店頭外国為替証拠金取引では為替相場の変動等により当社にお預けいただいた金銭（証拠金等）以上の損失が生じる可能性があります。
- (2) 三井住友銀行は、当社との契約に基づき受託した資産の保管のみを行い、証拠金等に係る要保全額の管理、確認を行う義務は無く、また証拠金等の満額をお客様へ返還することを保証するものではありません。
- (3) 三井住友銀行は、受益者代理人・受益者復代理人の選任、及び当社・受益者代理人・受益者復代理人の監督に対して責任を負いません。
- (4) 当社の破綻等により返還事由が発生した場合、お問い合わせの対応や返還対象となるお客様の特定等の窓口は、受益者代理人（乙）となりますので、お客様は三井住友銀行に対して、証拠金等の返還を直接請求することはできません。返還は当社にご登録されている銀行口座への振込みにより行います。なお、返還事由発生から返還業務完了までに一定の期間を要する場合があります。
- (5) 当社は信託保全された資産をお客様へ還付する為等必要な限りにおいて、お客様の個人情報を三井住友銀行、受益者代理人（乙）、及び受益者代理人（乙）の業務委託先に提供することがあります。
- (6) 当社に破綻等の返還事由が発生した場合で、取引システム障害や天変地異、政変、外貨情勢の急変等の事由により、信託保全の金額が正しく算出できなかった場合などには、信託された金額が証拠金等の総額に不足する場合があります。お客様の証拠金等の一部が返還されない場合があります。
- (7) 当社は信託保全サービスによりお客様の資産を当社の信用リスクと分離することで保全を図っておりますが、保全措置を講じた証拠金等について、管財人等及び他の債権者の意向、費用等の発生により、お客様は全部または一部を受領できない可能性があります。
- (8) 三井住友銀行との信託契約は期間の定めがあり、契約期間を満了した場合も継続して契約更新を行う方針です。しかしながら、更新の拒絶、解除、その他の理由による契約の終了等が生じた場合、三井住友銀行により信託保全は終了することとなります。

平成 26 年 7 月 28 日現在